

消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド

注意！

磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具は、2023年（令和5年）6月19日から施行されます。



（特別特定製品の表示）

- ・ 乳幼児用ベッド
- ・ 携帯用レーザー応用装置
- ・ 浴槽用温水循環器
- ・ ライター



（特別特定製品以外の特定製品の表示）

- ・ 家庭用の圧力なべ及び圧力がま
- ・ 乗車用ヘルメット
- ・ 登山用ロープ
- ・ 石油給湯機
- ・ 石油ふろがま
- ・ 石油ストーブ
- ・ 磁石製娯楽用品
- ・ 吸水性合成樹脂製玩具

令和5年6月版

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

目次

1. 消費生活用製品安全法の概要	3
1-1. 消費生活用製品安全法 関係法令	3
1-2. P S Cマーク制度	3
1-3. 製品事故情報報告・公表制度	6
1-4. 長期使用製品安全点検・表示制度	7
2. 手続きの流れ	8
2-1. 特定製品	10
2-2. 特定製品の技術上の基準	11
2-3. 特定製品の自主検査	21
2-4. 特別特定製品の適合性検査	21
2-5. 「P S Cマーク」の表示の方法	27
2-6. 製品に表示する届出事業者の名称等	28
3. 届出書の作成方法	28
3-1. 事業届出書	28
3-2. 変更届出書	34
3-3. その他主な作成様式	35
4. 特定製品製造（輸入）事業届出書の作成書式	37
5. 事業届出事項変更届出書の作成書式	50
6. その他の主な作成書式	52
7. 届出書の提出先	59

1. 消費生活用製品安全法の概要

1-1. 消費生活用製品安全法 関係法令

法令名	番号
消費生活用製品安全法	昭和48年法律第31号
消費生活用製品安全法施行令	昭和49年政令第48号
消費生活用製品安全法施行規則	昭和49年農林水産省・通商産業省令第1号
経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令	昭和49年通商産業省令第18号
消費生活用製品安全法施行令別表第一第十一号及び第十二号に規定する経済産業省令で定める大きさを定める省令	令和5年経済産業省令第29号
消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について	令和2年11月6日 20201006 保局第1号

1-2. PSCマーク制度

(1) 制度の目的、概要

「消費生活用製品安全法」（以下「法」という。）は、消費者が日常使用する製品（＝「消費生活用製品」）により起こりうる怪我、火傷、死亡などの人身事故の発生等を未然に防ぎ、消費者の安全と利益を保護することを目的として制定された法律です。



「消費生活用製品」のうち、構造、材質、使用状況等からみて、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を、「特定製品」として指定し、特定製品の製造、輸入及び販売を規制しています。現在、特定製品として、「家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、登山用ロープ、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ、ライター、磁石製娯楽用品、吸水性合成樹脂製玩具」の12製品を指定しています。

また、「特定製品」のうち、特定製品の製造又は輸入の事業を行う者の中に安全性の確保が十分でない者がいると認められる製品は、「特別特定製品」として指定しています。現在、特別特定製品として、「乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、ライター」の4製品を指定しています。

各製品の定義については、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」（以下「運用通達」という。）の「1 特定製品」の各製品の項を参照してください。

特定製品の「製造」、「輸入」又は「販売」の事業を行う者は、届出や製品毎に主務大臣（経済産業大臣）が定める技術上の基準に適合させる等の義務を履行した場合に付すことができる表示（＝「PSCマーク」）が付されているものでなければ、「特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」とされています。（法 第4条）

各特定製品に表示が必要なPSCマーク

特別特定製品	乳幼児用ベッド 携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター	
特別特定製品以外の特定製品	家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 登山用ロープ 石油給湯機 石油ふろがま 石油ストーブ 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具	

(2) 「事業の届出」の提出及び損害賠償措置の基準適合義務

特定製品の「製造」又は「輸入」の事業を行う者は、国に対し、事業を開始する旨等の届出をしてください。（法 第6条）

届出の際、事業者は、当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置（以下「損害賠償措置」という。）の方法に関する資料を添付する必要があります。（法 第6条第4号）

損害賠償措置の内容は、被害者一人当たり1千万円以上かつ年間3千万円以上を限度額としててん補する損害賠償責任保険契約であり、事業者がこの保険契約の被保険者となる必要があります。（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下「技術基準省令」という。） 第16条）

(3) 「基準適合義務」の履行及び検査記録の作成、保存の義務

(2)の届出を行った事業者（以下、「届出事業者」という。）は、PSCマークを表示する権能をもつため、特定製品に表示を付すに当たり、技術上の基準への適合性を判断し、安全性について責任を持たなければなりません。また、技術上の基準が改められたときは、新しい技術上の基準を守る義務が生じます。（法 第11条第1項）

また、届出に係る型式の特定製品に関し、「技術基準省令」の「別表第1」に規定されている基準に適合していることを確認するための検査（以下、「自主検査」という。）を行い、その検査記録を作成し、保存しなければなりません。（法 第11条第2項）

検査記録に記載すべき事項は以下の6項目で、保存期間は検査の日から3年間です。

（技術基準省令 第14条第1～3項）

- 一 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を実施した者の氏名
- 四 検査を行った特定製品の数量

五 検査の方法

六 検査の結果

(4) 特別特定製品の「適合性検査義務」の履行及び証明書の保存の義務

特別特定製品は、技術上の基準への適合性について、届け出た型式の区分ごとに(3)の自主検査に加えて、主務大臣(経済産業大臣)の登録を受けた者(=「登録検査機関」)による検査(=「適合性検査」)を受け、かつ、技術基準省令に適合している旨の証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません。(法第12条第1項)

特別特定製品の登録検査機関は、以下のURLを参照してください。

※適合性検査の申し込み方法、検査に必要となる日数・費用等については、各機関にお問い合わせ下さい。

「消費生活用製品安全法 登録検査機関一覧」

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tourokuken_sakikan2.pdf

(5) 「表示」(PSCマーク)

(2)から(4)の義務等を果たした届出事業者は、製造又は輸入する特定製品に「PSCマーク」(詳細はP27~28を参照。)の表示を付すことができます。(法第13条)

なお、PSCマークの表示が付してある特定製品は、販売又は販売の目的で陳列することができます。(法第4条第1項)

販売事業者に求められる確認事項は①PSCマークがあるか、②当該PSCマークは法令で定めるマークか、③PSCマークの表示の方法が適切かの3点となります。(詳細はP27~28を参照。)

(6) 報告徴収の実施

経済産業省は、法の施行に必要な限度において、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その業務に関して報告を求めることがあります。(法第40条第1項)

なお、経済産業大臣の権限に属する事務であって特定製品の販売の事業を行う者への報告徴収の実施は、都道府県知事又は市長が処理する事務とされております。

(7) 立入検査の実施

法の遵守状況を確認するため、経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)は、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査することがあります。(法第41条第1項等)

なお、経済産業大臣の権限に属する事務であって特定製品の販売の事業を行う者への立入検査の実施は、都道府県知事又は市長が処理する事務とされております。

(8) 消費生活用製品の提出

立入検査を行った際、その場所において検査をすることが著しく困難であると認められる消費生活用製品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、当該消費生活用製品の提出を命ずることがあります。(法 第 4 2 条第 1 項)

なお、経済産業大臣の権限に属する事務であって特定製品の販売の事業を行う者への消費生活用製品の提出は、都道府県知事又は市長が処理する事務とされております。

※上記(6)～(8)のうち都道府県知事又は市長が処理する事務については、経済産業大臣が自らその事務を行うこともあります。(法 第 5 5 条及び消費生活用製品安全法施行令第 1 4 条第 1 項)

(9) 改善命令及び表示の禁止命令等

届出事業者が(2)から(4)の義務等を果たさない場合は、改善命令や表示の禁止命令などを発動することがあります。(法 第 1 4 条, 第 1 5 条等)

(10) 危害防止命令

PSCマークのない特定製品や技術上の基準に適合しない特定製品を販売したことで、一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製造、輸入又は販売事業者に当該特定製品の回収を図ることその他必要な措置を命ずることがあります。(法 第 3 2 条)

1-3. 製品事故情報報告・公表制度

(1) 事故報告の期限

消費生活用製品の製造又は輸入を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故*が生じたことを知ったときは、10日以内に事故の発生日、概要等を消費者庁に報告しなければなりません。(法 第 3 5 条)

※重大製品事故とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故で、死亡事故、一酸化炭素中毒事故、30日以上の治療を要した事故、火災、後遺障害事故が該当します。

(2) 事故内容の公表

国は、重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を公表しています。(法 第 3 6 条第 1 項)

(3) 体制整備命令

事業者が報告を怠った場合等に対しては体制整備命令が発動されることがあります。(法 第 3 7 条)

(4) 危害防止命令

重大製品事故が生じた場合等において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製造又は輸入事業者が消費生活用製品の回収を図ることその他必要な措

置を命ずることがあります。（法 第 3 9 条）

1-4. 長期使用製品安全点検・表示制度

(1) 概要

長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い製品（以下、「特定保守製品」という。）については、点検制度が設けられており、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されています。

現在、特定保守製品として、石油給湯機、石油ふろがまの 2 製品を指定しています。

(2) 長期使用製品安全点検制度（法 第 3 3 条の 1 5）

特定保守製品の製造・輸入事業者（特定製造事業者等）、販売事業者等（特定保守製品取引事業者）、関連事業者、消費者等（所有者）それぞれが適切に役割を果たして経年劣化を防止するための制度です。

なお、特定製造事業者等が点検の通知や点検の実施などの義務を果たさなかった場合は、改善命令が発動されることがあります。（法 第 3 2 条の 1 6）

(3) 長期使用製品安全表示制度（電気用品の技術上の基準を定める省令 第 2 0 条）

点検を実施するほどではないものの、長期にわたり使用されるため、消費者等に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付ける制度です。

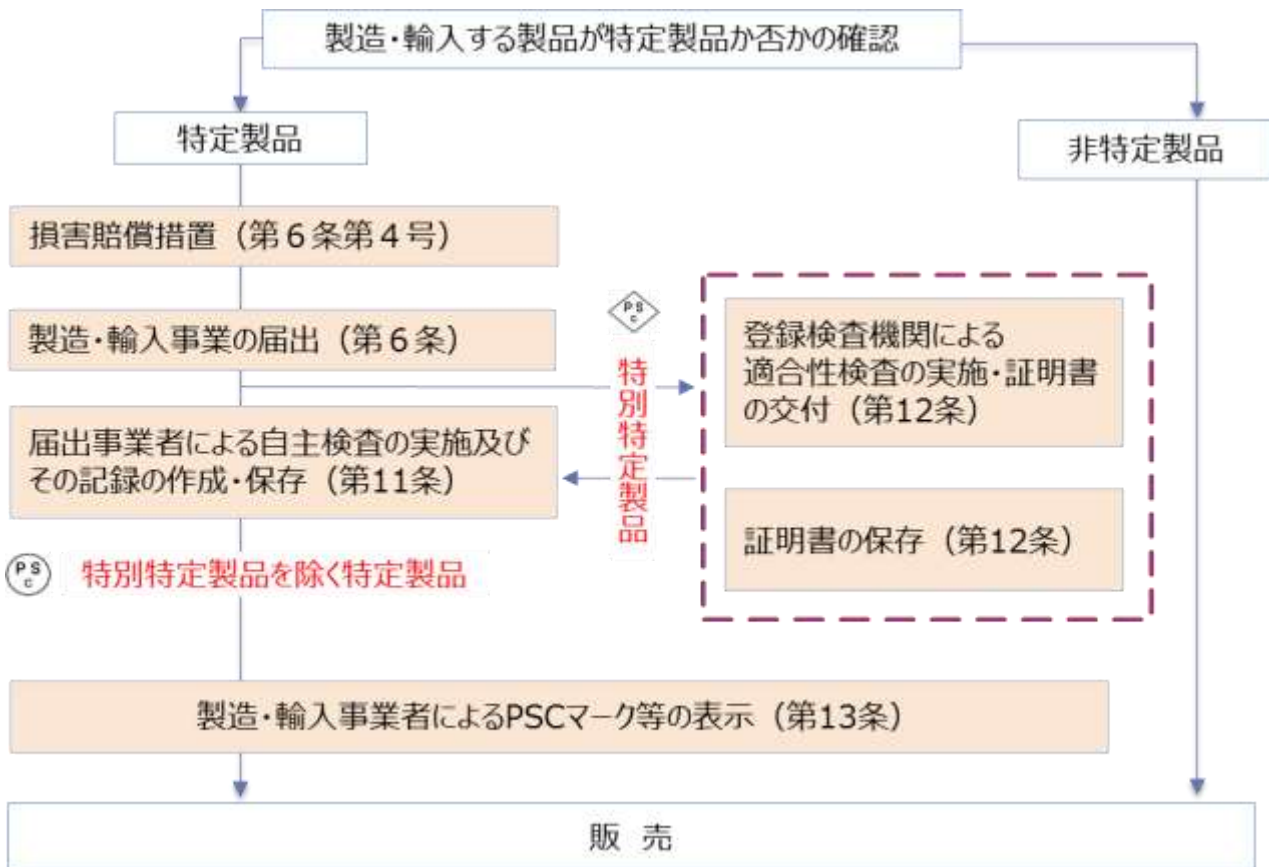
現在の対象品目は、扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビとなります。

★詳細については、以下の消費生活用製品安全法ホームページをご確認下さい。

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.html>

これ以降は、特定製品を製造又は輸入する事業者に対し、1-2. PSCマーク制度に関する手続きや届出書類の作成方法について説明をするものです。

2. 手続きの流れ



現在、必要な手続きのうち、以下の手続きは「保安ネット」によりインターネット経由で作成・提出することが可能です。

- ・ 製造又は輸入事業届出（法 第6条）
- ・ 事業届出事項変更届出（法 第8条）
- ・ 製造又は輸入事業廃止届出（法 第9条）
- ・ 登録商標表示届出（省令 別表第1）

手続きの詳細については、次のホームページを参照ください。

（保安ネットとは）https://www.meti.go.jp/product_safety/seian_hoan-net_guide.html

①届出書類の作成

「届出書類」を作成してください。（詳細は P28～29 を参照。）部数は1部です。ただし、受領された届出書を自社保管する場合は2部とし、併せて返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。

②損害賠償措置

被害者一人当たり1千万円以上かつ年間3千万円以上を限度額としててん補する損害賠償責任保険契約で、事業者がこの保険契約の被保険者となる必要があります。（詳細は P4、P33 を参照。）

③届出書類の提出

上記①及び②の「届出書類」を経済産業省本省又は管轄の経済産業局（※1）へ提出してく

ださい。なお、本届出後に届出内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更届を提出してください。（詳細は P34～P35 を参照。）

④登録検査機関による適合性検査 ※特別特定製品に限る

「乳幼児用ベッド」「携帯用レーザー応用装置」「浴槽用温水循環器」「ライター」は、登録検査機関による適合性検査を受け、交付された技術基準省令に適合している旨の証明書を保存する必要があります。（詳細は P5、P21～25 を参照。）

⑤自主検査

国が定めた「技術上の基準」に適合していることを確認するために、自主検査を行います（「技術上の基準」には、届出事業者名や注意事項等の表示についても、規定されています。）。

⑥検査記録の作成・保存

上記⑤の検査記録を作成し、保存することが必要です。検査記録の記録事項や保存期間は、法令で定められています。（詳細は P4～5、P21 を参照。）

⑦PSCマークの表示

上記①～⑤の義務を履行した場合には、特定製品に「PSCマーク」の表示を付すことができます。

⑧販売

※1 届出先

- (1) 特定製品の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、当該管轄の経済産業局に届け出ます。（詳細は P59 を参照。）
- (2) 特定製品の製造又は輸入の、事業に係る国内の工場又は事業場等が、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合は、経済産業省本省（産業保安グループ製品安全課）に届け出ます。

2-1. 特定製品

法で定める「特定製品」は、以下のとおりです。（消費生活用製品安全法 施行令 別表第1）

- 1 家庭用の圧力なべ及び圧力がま
内容積が十リットル以下のものであつて、九・八キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。
- 2 乗車用ヘルメット
自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。
- 3 乳幼児用ベッド（※特別特定製品）
主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。
- 4 登山用ロープ
身体確保用のものに限る。
- 5 携帯用レーザー応用装置（※特別特定製品）
レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。
- 6 浴槽用温水循環器（※特別特定製品）
主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。
- 7 石油給湯機
灯油の消費量が七十キロワット以下のものであつて、熱交換器容量が五十リットル以下のものに限る。
- 8 石油ふろがま
灯油の消費量が三十九キロワット以下のものに限る。
- 9 石油ストーブ
灯油の消費量が十二キロワット（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、七キロワット）以下のものに限る。
- 10 ライター（※特別特定製品）
たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。
- 11 磁石製娯楽用品
磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。
- 12 吸水性合成樹脂製玩具
吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。

※11、12における経済産業省令とは、「消費生活用製品安全法施行令別表第一第十一号及び第十二号に規定する経済産業省令で定める大きさを定める省令」を指します。

2-2. 特定製品の技術上の基準

特定製品ごとの「技術上の基準」は、以下のとおりです。

技術上の基準の運用・解釈は、「運用通達」の「別表」を参照してください。

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20201106tsutatsukaisei.pdf>

(技術基準省令 別表第1)

特定製品の区分	技術上の基準
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	<p>1 (1) 本体とふたの着脱は円滑であること。</p> <p>(2) 本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内部のゲージ圧力(以下「内圧」という。)が5.0キロパスカル以上にならない構造を有すること。</p> <p>(3) 通常の使用状態において、蒸気の漏れ又は減圧装置や圧力調整装置の操作若しくは作動による蒸気の噴出によつて、使用者に熱傷を負わせるおそれのある蒸気が使用者に直接かかるような構造となつていないこと。</p> <p>2 コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有し、その操作をして内圧が5.0キロパスカル未満になつた後でなければ、ふたを開けることができない構造を有すること。ただし、次の各号にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルのとき、本体とふたとのはめ合わせ部分に油を付着させた状態において、取つ手の先端部に107.9ニュートンの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れない構造のもの。</p> <p>(2) 本体とふたとのはめ合わせ方式が落としふた方式のもの、重ねふた方式のもの又はその他のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルのとき、107.9ニュートンの力でふたを開けるように操作しても、本体からふたが外れない又は開かない構造のもの。</p> <p>3 (1) 取つ手は持ちやすい形状で、本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。</p> <p>(2) 片手式のものには補助取つ手がついていること。</p> <p>4 すわりは、良好であること。</p> <p>5 手などを傷つけるおそれのあるばり及びまくれがないこと。</p> <p>6 (1) 圧力調整装置及び安全装置を有し、そのノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと。</p> <p>(2) 圧力調整装置のおもりは、脱落しにくい構造を有すること。</p> <p>(3) 安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造を有すること。</p> <p>7 (1) 圧力調整装置は、円滑に作動すること。</p> <p>(2) 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの最高の内圧(以下「使用最高圧力」という。)は147.1キロパスカル以下であること。</p> <p>8 安全装置は、使用最高圧力の3倍以下の内圧(以下「安全装置作動圧力」という。)で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p> <p>9 安全装置作動圧力の2倍の内圧に1分間耐え、その内圧を取り去つた後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p> <p>10 通常の使用状態において、取つ手の温度は室温プラス40度以下であること。</p> <p>11 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。)をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法</p>

	により適切に表示されていること。
2. 乗車用ヘルメット	<p>1(1) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。</p> <p>2(1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。</p> <p>なお、ヘルメットの外表面は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。</p> <p>(2) 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2b)に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークオーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2a)に適合すること。</p> <p>(3) 帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることはないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。</p> <p>3(1) 着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。</p> <p>(2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。</p> <p>(3) 左右及び上下の視界が十分とれること。</p> <p>(4) ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置を備えていること。</p> <p>なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。</p> <p>(5) 著しく聴力を損ねることのない構造を有すること。</p> <p>4 質量は、頸部に負担がかからない適切な質量であること。</p> <p>5 衝撃吸収性試験を行つたとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリ秒以下（原付等用ヘルメットにあつては4ミリ秒以下）であること。</p> <p>6 耐貫通性試験を行つたとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。</p> <p>7 保持装置の強さ試験を行つたとき、動的伸びが35ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。</p> <p>8 保持性（ロールオフ）試験を行つたとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。</p> <p>9(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
3. 乳幼児用ベッド	<p>1 手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。</p> <p>2(1) 各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。</p> <p>(2) 可動部分は、円滑かつ確実に操作することができるものであること。</p> <p>3 床板は、使用時に容易にはずれないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。</p> <p>4 前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げることができない構造を有すること。</p>

	<p>5 キャスターを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じられていること。</p> <p>6 アクセサリーは、147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、異状が生じないよう取り付けられていること。</p> <p>7 乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造を有すること。</p> <p>8 乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>9 乳幼児の手足が挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>10 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>11 乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。</p> <p>12 床板の中央部に20センチメートルの高さから10キログラムの砂袋を連続して250回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>13 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ294.2ニュートンの荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>14 組子の中央部を147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、組子のはずれる等の異状が生じないこと。</p> <p>15 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部をそれぞれ196.1ニュートンの力で引つ張つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>16 床板前縁の中央部に588.4ニュートンの荷重を10分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>17 枠にネット又は板を張っているものにあつては、そのネット又は板の中央部に196.1ニュートンの力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。</p> <p>18 妻枠の上さん中央部の外側面に294.2ニュートンの荷重を30回交互に繰り返し加えたとき妻枠の上さん中央部の変位量は30ミリメートル以下であり、また、各部に異状が生じないこと。</p> <p>19 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ10キログラムの砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>20(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
4. 登山用ロープ	<p>1 すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。</p> <p>2 落下衝撃試験を行つたとき、初回にはロープの衝撃力が、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつては7,845.3ニュートン以下、その他のものにあつては11,768.3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。</p> <p>3 せん断衝撃試験を3回行つたとき、ロープのせん断衝撃力が、4(2)の表示があるものにあつてはいずれも980.7ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも1,471.0ニュートン以上であること。</p> <p>4(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 二つ折り又は2本で使用するものにあつては、1/2の記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(3) 登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
5. 携帯用レーザー応用装置	<p>1(1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のもので</p>

	<p>あつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。)にあつては、日本産業規格 C6802(2014) レーザ製品の安全基準 3.18 クラス 1 レーザ製品又は 3.21 クラス 2 レーザ製品であること。</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、日本産業規格 C6802(2014) レーザ製品の安全基準 3.18 クラス 1 レーザ製品 (その放出持続時間が 4.3e) 時間基準 3) を満たすものに限る。) であること。</p> <p>2 出力安定化回路を有すること。</p> <p>3(1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能 (ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。) を有さないこと。</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。</p> <p>① レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界 (日本産業規格 C6802(2014) レーザ製品の安全基準 4.3 クラス分けに対する規則に示されたものをいう。) を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。</p> <p>② 使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。</p> <p>4(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの (日本産業規格 C6802(2014) レーザ製品の安全基準 3.18 クラス 1 レーザ製品 (その放出持続時間が 4.3e) 時間基準 3) を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が 3 秒未満であるものに限る。)) にあつては②の注意事項を表示することを要しない。</p> <p>① レーザー光をのぞきこまない旨</p> <p>② レーザー光を人に向けない旨</p> <p>③ 子供に使わせない旨</p>
6. 浴槽用温水循環器	<p>1 浴槽用温水循環器の吸入口は、次の(1)～(6)の欄に掲げる条件において2の欄に掲げる試験を30回実施した場合、そのすべてについて測定値が20ニュートン以下となるものであること。</p> <p>(1) 浴槽用温水循環器を設置に関する説明書に従つて設置し、通常動作に限定されたとおり水を入れること。</p> <p>(2) 2(1)及び(2)の毛髪 (以下「試験用毛髪」という。) は、50グラム及び180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは400ミリメートルとすること。</p>

	<p>(3) 試験用毛髪は、あらかじめ2分以上浴槽内の水につけておくこと。</p> <p>(4) 浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合には、カバーを付した状態及び外した状態のそれぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。</p> <p>(5) 浴槽用温水循環器の吸入口が複数ある場合には、それぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。</p> <p>(6) 試験用毛髪は、もつれないようにしておくために、定期的にとかすこと。</p> <p>2 試験は、試験用毛髪を吸入口に置いた上で、浴槽用温水循環器に定格電圧を供給し、浴槽用温水循環器の動作中に試験用毛髪を一方の側から他方の側へ2.5分間にわたって吸入口に吸い込まれるよう動かした上で、垂直の方向及び垂直より約40度の角度の方向に当該試験用毛髪が吸入口から離れるまで引っ張り、その力を測定する試験とする。ただし、試験に用いる試験用毛髪は、次の(1)及び(2)の欄に掲げる引張方向に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)の欄に定めるものとする。</p> <p>(1) 垂直の方向50グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪</p> <p>(2) 垂直より約40度の方向180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪（ただし、浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合のカバーを外した状態で試験においては、2(1)に掲げる毛髪）</p> <p>3(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
7. 石油給湯機	<p>1 日本産業規格 S3031 (2009) 石油燃焼機器の試験方法通則（以下「JIS試験通則」という。）6.1.1に定める温度条件を満たした試験室（以下「JIS試験室」という。）において、JIS試験通則6.7に定める燃焼排ガス中の一酸化炭素の二酸化炭素に対する比(CO/CO₂)の測定方法（以下「石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法」という。）による測定を行ったとき、測定値が0.01以下であること。</p> <p>2 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のe)、f)及びi)に定める各部の温度上昇試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(2) 機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(3) 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が25度以下であること。</p> <p>(4) 油温と室温との差が25度以下であること。</p> <p>3 JIS試験室において、JIS試験通則17.に定める給湯温度試験を行ったとき、給湯温度が90度以下であること。また、浴槽内からふろがまに循環する水の温度は60度以下であること。また、過熱防止装置を有するものにあつては、直接加熱する熱交換器に対し、JIS試験通則15.2に定める過熱防止装置の作動試験を行ったとき、100度に達する前に消火し、自動復帰しないこと。</p> <p>4 直接加熱する熱交換器を保護する機能として、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。ただし、直接加熱するふろがま用熱交換器にあつては、この限りではない。</p> <p>(1) 熱交換器内に水がないとき点火できないこと。</p>

	<p>(2) 熱交換器内に水がないとき点火後3分以内に消火すること。</p> <p>5 直接加熱するふろがま用熱交換器を有するものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則19.2に定める耐空だき性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ふろがま用熱交換器内に水がないと点火できないこと。</p> <p>(2) ふろがま用熱交換器内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管下端（浴槽側）の水位に達してから10秒以内に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、給湯機の外に火炎が出たり、破損したりしないこと。</p> <p>6 JIS試験室において、JIS試験通則29.1及び29.3に定める振動試験を行つたとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、170センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、10秒以内に消火し、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。</p> <p>7 JIS試験室において、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>8 自然通気形のものにあつては、遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。</p> <p>9 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>10(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
8. 石油ふろがま	<p>1 JIS試験室において、石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法による測定値が0.01以下であること。</p> <p>2 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のf)及びi)に定める各部の温度上昇試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(2) 機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(3) 油温と室温との差が25度以下であること。</p> <p>3 JIS試験室において、JIS試験通則19.2に定める耐空だき性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 浴槽内に水がないと点火できないこと。</p> <p>(2) 浴槽内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管上端（強制循環式のものにあつては下部循環管下端）の水位に達してから10秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、ふろがまの外に火炎が出たり、破損したりしないこと。</p> <p>4 JIS試験室において、JIS試験通則29.1及び29.2に定める振動試験を行つたとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、195センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。</p> <p>(1) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に10秒以内に消火すること。</p> <p>(2) ポット式のものにあつては、10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、5分以内に消火し、かつ、JIS試験通則30.に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。</p> <p>5 圧力噴霧式のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則52.に定め</p>

	<p>る耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>6 自然通気形のものにあつては、遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。</p> <p>7 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>8(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
9. 石油ストーブ	<p>1(1) JIS試験室において、石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法による測定値が、密閉燃焼式及び半密閉燃焼式のものにあつては0.01以下、開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては0.002以下、開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては0.001以下であること。</p> <p>(2) 密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するもの及び半密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するものにあつては、不完全燃焼を防止する装置（以下「不完全燃焼防止装置」という。）を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>① 室内に排気ガスが排出されるように機器の排気部分を外し、JIS試験通則44.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（CO/CO₂）が0.01を超えないこと。ただし、排気筒外れにより消火する機能を有するものにあつては、消火する機能が作動しないようにして試験を行うこと。</p> <p>② 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>③ 連続して4回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、連続して作動したことを使用者に認識させる機能（以下「不完全燃焼通知機能」という。）を有すること。</p> <p>④ 不完全燃焼通知機能が作動した後、連続して3回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常操作により再び点火する状態にならないようにする機能（以下「再点火防止機能」という。）を有すること。</p> <p>(3) 開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、不完全燃焼防止装置を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>① JIS試験通則44.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（CO/CO₂）が0.003を超えないこと。</p> <p>② JIS試験通則44.2に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の給気不足試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内で消火し、石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法による測定値が0.003を超えないこと。</p> <p>③ 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>④ 不完全燃焼通知機能を有すること。</p> <p>⑤ 再点火防止機能を有すること。</p> <p>2 密閉燃焼式のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則50.に定める排気筒外れによる安全性試験を行つたとき、排気筒が外れてから30秒以内に灯油を遮断し、遮断後20秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）に消火すること。</p>

- 3 密閉燃焼式の燃焼用空気管及び半密閉燃焼式の燃焼用空気管にあつては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 燃焼用一次空気管及び二次空気管にあつては、耐久性を損なう曲げ、ねじれなどが無いこと。
 - (2) 燃焼用二次空気管を有するものにあつては、燃焼用送風機とバーナとを結ぶ燃焼用二次空気管の接続部が確実に接続されていること。
 - (3) 燃焼用二次空気管の材質は日本産業規格 S2031 (2009) 密閉式石油ストーブの表5-材料に定める金属であること。
- 4 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のe)、f)及びi)に定める各部の温度上昇試験、6.4に定める温風温度の測定並びに6.5に定める熱気温度の測定を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 機器下面の木台の表面温度が45度以下であること。ただし、密閉燃焼式のもの又は半密閉燃焼式のものであつて機器下面と置台又は床面に3センチメートル以上の間隔を設けるように設計されたものにあつては、機器下面の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。
 - (2) 機器周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。
 - (3) 機器上面、側面及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。
 - (4) 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が25度以下であること。
 - (5) 油温と室温との差が25度以下であること。
 - (6) 強制対流形のものにあつては、温風温度が80度以下であること。
 - (7) 密閉燃焼式のものであつて強制対流形で前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて上方・前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて自然対流形のものと及び開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、熱気温度が150度以下であること。
- 5 開放燃焼式のものと自然通気形のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則8.に定めるしん調節器最大燃焼試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) すずを伴う煙が生じないこと。
 - (2) 機器の外、燃焼筒下部及びしん案内筒内部に出炎しないこと。
- 6 開放燃焼式のものにあつては、JIS試験通則13.3に定める転倒消火試験を行ったとき、10秒以内で消火すること。
- 7 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のものと及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、JIS試験通則15.1に定める過熱防止装置の作動試験を行ったとき、次の条件に適合すること。
- (1) 過熱防止装置が作動し、20秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）に消火すること。
 - (2) 給排気筒を有するものにあつては、壁に接する給排気筒の表面温度が100度を超える前に消火すること。
 - (3) 機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の表面温度（温風吹出口、温風用の吸気口及び熱放射口の表面温度を除く）が150度を超える前に消火すること。
- 8 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のものと及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、JIS試験通則16.に定める耐半閉そく性試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 過熱防止装置が作動したときは、20秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火すること。過熱防止装置が作動しないときは、温風温度（ガーゼ表面）は180度を超えないこと。
 - (2) ガーゼに着火したり、ストーブの外に火炎が出たり、破損したりしないこ

	<p>と。</p> <p>9 JIS試験室（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、温度が20度±5度）において、JIS試験通則29.1及び29.2に定める振動試験を行つたとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、195センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。</p> <p>(1) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に10秒以内に消火すること。</p> <p>(2) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、20秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火し、かつ、JIS試験通則30.に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。</p> <p>10 密閉燃焼式のものにあつては、JIS試験室で、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>11 開放燃焼式のものであつて気密油タンクを有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) JIS試験室において、気密油タンクに油タンク容量の1割まで灯油を入れ、機器を点火してから30分経過後、機器から気密油タンクを抜いたとき、1分30秒以内に消火する装置（以下「給油時消火装置」という。）を有すること。</p> <p>(2) 気密油タンクの給油口ふたは、開閉状況を判別でき、閉まつたことが音、目視又は感触で確認できること。</p> <p>(3) JIS試験室において、気密油タンクの給油口ふたの開閉を5000回繰り返した後、油タンク容量まで灯油を入れ、給油口ふたを閉じ、給油口ふたが下方に向くように気密油タンクを上げたとき、灯油の垂れがなく、かつ、5分経過した後に給油口ふたをガーゼで拭いたとき、灯油のにじみがないこと。</p> <p>(4) JIS試験室において、気密油タンクに油タンク容量まで灯油を入れ、気密油タンクの給油口ふたと厚さ3センチメートル以上の気乾状態の広葉樹の板を最短距離が20センチメートル±1センチメートルとなる位置に、気密油タンクの取っ手の中央をつり上げ、給油口ふたが直接広葉樹の板に接触するように落下させたとき、気密油タンクから油漏れがないこと。</p> <p>12 自然通気形のものにあつては、遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。</p> <p>13 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>14(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止、衣類乾燥厳禁の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
10.ライター	<p>1 火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。</p> <p>2 火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。</p> <p>3 火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。</p> <p>4 燃料がガスのものであつては、燃焼を行つたとき、火炎のばらつきがないこと。</p> <p>5 火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。</p>

	<p>6 燃料がガスのものにあつては、燃料の充てん量が適切であること。</p> <p>7 外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。</p> <p>8 燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。</p> <p>9 燃料を再充てんできるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。</p> <p>10 耐落下性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>11 耐熱性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>12 燃料がガスのものにあつては、耐内圧試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>13 耐火炎性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>14 耐繰返し燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>15 耐連続燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>16(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用后、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
<p>11. 磁石製娯楽用品</p>	<p>1 磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の磁束指数（磁束密度の二乗と磁極の表面積との積をいう。）のいずれもが、50 平方キロガウス平方ミリメートル未満であること。</p> <p>2(1) 届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>① 三歳に満たない乳幼児に使わせない旨</p> <p>② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨</p> <p>③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨</p>
<p>12. 吸水性合成樹脂製玩具</p>	<p>1 吸水することにより、吸水性合成樹脂製玩具の幅、高さ及び長さのいずれもが、50 パーセントを超えて膨潤しないこと。ただし、当該膨潤した吸水性合成樹脂製玩具を直径 20 ミリメートルの穴の上に置き、接触面が半球形の直径 10 ミリメートルの棒を用いて当該接触面に対し垂直方向に 20 ニュートンを超えるまで徐々に当該玩具に力を加えたときに、いかなる場合においても当該玩具が損傷せずに当該穴を通過するものにあつては、この限りでない。</p> <p>2(1) 届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>① 三歳に満たない乳幼児に使わせない旨</p> <p>② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨</p> <p>③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨</p>

2-3. 特定製品の自主検査

特定製品の技術上の基準への適合性を判断するには、その製造又は輸入する特定製品が検査されることにより最終的な確認が行われる必要があります。このため、届出事業者は製造又は輸入する特定製品について①自主検査を行い、②その検査記録を作成し、③その検査記録を保存しなければならないこととなっております。これは、技術上の基準への適合性を事業者自らが確認するという制度において必要不可欠な義務です。本義務の履行は特定製品に表示を付すための要件となります。

自主検査及びその検査記録の作成・保存は、事業者自身の責任の下に行われる必要があるものの、具体的な検査の実施は任意の第三者（登録検査機関や当該特定製品に係る技術上の基準への適合性を判断することができる検査機関等）に委託することも可能としております。ただし、この場合には、検査機関等の検査結果を利用して、事業者自身が検査記録を作成し、保存することが必要です。

2-4. 特別特定製品の適合性検査

特別特定製品を製造又は輸入する場合には、当該特別特定製品を販売する又は販売の目的で陳列する時まで、次の①又は②のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者（登録検査機関）による適合性検査を受け、かつ、技術基準省令に適合している旨の証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません。

- ① 当該特別特定製品（1号検査）
- ② 試験用の特別特定製品及び当該特定製品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定めるもの（品質に関する事項）（2号検査）

上記①②の適合性検査の相違点について

1号検査は、登録検査機関は特別特定製品そのものに対し、技術上の基準に適合しているか否かの適合性検査を実施します。

この適合性検査で技術上の基準に適合していると判断された場合、当該特定製品にのみ、登録検査機関が技術基準省令に適合している旨の証明書を交付することとなります。

2号検査は、製造又は輸入した試験用の特別特定製品について技術上の基準に適合しているか否かに加え、届出事業者の当該特別特定製品を製造している工場又は事業場における検査設備や品質に関する事項が技術基準省令で定める内容（技術基準省令 別表第3、別表第4）を満たしているかどうかを登録検査機関が検査し、当該工場又は事業場で試験用の特別特定製品と同等の品質となる製品が安定的に供給できる能力を有しているか否かを確認するための適合性検査を実施します。

この適合性検査で技術基準省令に適合していると判断された場合、試験用の特別特定製品が属する型式の区分、当該工場又は事業場の検査設備及び品質管理に関する事項に対し、登録検査機関が技術基準省令に適合している旨の証明書を交付することとなります。

この証明書には、特別特定製品ごとに消費生活用製品安全法施行令 別表第2で定める有効期間があります（有効期間を超えて、引き続き特別特定製品を製造又は輸入する場合は改めて適合性検査を受ける必要があります。）。証明書の期間内かつ、当該証明書を保存し、同一の検査設備及び品質管理に関する事項を用いて、当該特別特定製品と同一の型式に属する特別特定製品を製造又は輸入する場合に限り、新たに適合性検査を受け、技術基準省令に適合している旨の証明書の交付を

受ける必要はありません。

輸入事業者の場合は、海外製造事業者の工場又は事業場の検査設備及び品質管理に関する事項が輸入事業者のものであると認められる場合（例えば、輸入事業者の当該特別特定製品を検査する際に、当該検査設備に関し輸入事業者と海外製造事業者が利用契約等を締結し、かつ海外製造事業者の品質に関する事項についても輸入事業者が把握し、海外製造事業者が当該事項について適切に運用していることを輸入事業者が確認していること又はこれと同等以上の状況であると登録検査機関が判断する場合）に限り、技術基準省令に適合している旨の証明書の発行が可能となります。

（技術基準省令で求められる検査設備：別表第3）

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
1. 乳幼児用ベッド	構造試験設備	鋼製直尺（目盛の精度が1ミリメートル以上で、1メートルまで測定することができるもの）並びに直径が5ミリメートル、25ミリメートル及び85ミリメートルの通りゲージ及びノギス（100ミリメートルまで測定ができるもの）を備えていること。
	荷重試験設備	15キログラム、20キログラム及び30キログラムのおもり又はばねばかり（目盛の精度が4.9ニュートン以上で、294.2ニュートンまで測定することができるもの）を備えていること。
	繰り返し落下衝撃試験設備 ただし、繰り返し落下衝撃試験技術の状況により、試験を実施することが適切であると国内登録検査機関等が認める者に定期的に繰り返し落下衝撃試験を行わせるものとして国内登録検査機関等が認める者は、繰り返し落下衝撃試験設備を備えることを要しない。	繰り返し落下衝撃試験装置（砂袋をベッド上20センチメートルの高さから毎分5回以上8回以下の回数でベッド上に落下させることができるもの）及び10キログラムの砂袋（直径約20センチメートルのもの）を備えていること。
	側方荷重試験設備	側方荷重試験装置（左右妻枠の上さんの外側面に294.2ニュートン以上の荷重を交互に繰り返し加えることができるもの）及びばねばかり等（測定精度が4.9ニュートン以上で、294.2ニュートンまで測定することができるもの）を備えているこ

		と。
	衝撃試験設備	衝撃試験装置（砂袋を上さんの上方1メートルの高さからつるし、上さんに50センチメートル離れた位置から衝撃を加えることができるもの）及び10キログラムの砂袋（直径約20センチメートルのもの）を備えていること。
2. 携帯用レーザー応用装置	電圧試験設備	電圧計（測定精度が1ミリボルト以上で、10ボルトまで測定することができるもの）を備えていること。
	波長試験設備	波長測定装置（波長計（レーザー光の種類がパルスのものである場合にあつては分光計）であつて、測定精度が1ナノメートル以上で、かつ、400ナノメートル以上700ナノメートル以下の波長を測定することができるもの）を備えていること。
	光パワー試験設備	光パワーメータ（400ナノメートル以上700ナノメートル以下の波長を測定することができるものであつて、測定精度が10ナノワット以上で、かつ、10ミリワットまで測定することができるもの。ただし、レーザー光の種類がパルスのものである場合であつては、パルスの周波数に相当する感度を有しているもの。）を備えていること。
3. 浴槽用温水循環器	引張試験設備	引張試験機（測定した最大値を保持又は記録することができるものであつて、目盛りの精度が0.1ニュートン以上で、30ニュートンまで測定できるもの）及び毛髪（50グラム及び180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは400ミリメートルとしたもの）。
4. ライター	火炎生成操作力及び火炎調整操作力測定設備	荷重試験装置（測定精度がフルスケールの±0.2パーセント以下で、100ニュートンまで測定できるもの）を備えていること。
	火炎の高さ測定設備	測定台（5ミリメートル間隔で水平に目盛りを付けた垂直に立つ不燃性の板と不燃性材料で作られた風の影響を受けない装置）を備えていること。
	恒温設備	恒温装置（恒温室又は恒温槽であつて、零下10度±2度、23度±2度、40度±2度及び65度±2度の温度を維持することが可能なもの）を備え、40度±2度及び65度±2度の温度を維持することが可能なものにおいては、ガス又は蒸気が滞留しな

		いように換気装置を備えていること。
	消火時間測定設備	時計（測定精度が0.1秒以上のもの）を備えていること。
	質量測定設備	質量計（測定精度が0.1ミリグラム以上で、0.2キログラムまで測定することができるもの）を備えていること。
	燃料試験設備	ガスクロマトグラフ又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
	落下試験設備	コンクリート板及び高さ測定器（測定精度が1ミリメートル以上で、1.5メートル±0.1メートルまで測定することができるもの）を備えていること。
	内圧試験設備	加圧試験機（3メガパスカル以上のゲージ圧力を加えることができるものであつて、毎秒69キロパスカルを超えない速度で圧力を加えることができるもの）を備えていること。
	エッジ判定試験設備	シャープエッジ試験装置（手等を傷つけるおそれのある鋭いエッジを測定することができるもの）を備えていること。

（技術基準省令で求められる品質管理に関する事項 別表第4）

品質管理に関する事項	基準
製品検査	製品の検査に関する規程が整備され、それに基づき検査が適切に行われていること。
検査設備管理	検査設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき検査設備の管理が適切に行われていること。
資材の受入れ及び製造管理	資材の受入れ及び製造の管理に関する規程が整備され、それに基づき資材の受入れ及び製造の管理が適切に行われていること。
製造設備管理	製造設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき製造設備の管理が適切に行われていること。
組織及び責任と権限	品質に影響する業務を管理し、実行し、又は検証する役職者の責任及び権限の分担が明確にされていること。

（消費生活用製品安全法施行令 別表第2）

特別特定製品	期間
一 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）	十年
二 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）	三年

<p>三 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに 限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつているものであつて専ら加熱 のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル 毎分未満のものを除く。）</p>	<p>三年</p>
<p>四 ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつ ているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限 る。）</p>	<p>三年</p>

輸入事業者が法令手続き（適合性検査の受検等）を円滑に行うため、前段階で実施することが望まれる主なチェックリストを用意しましたので、ご活用下さい。

輸入事業者向けチェックリスト

チェックリスト	確認欄
取扱予定製品について、構造・材質・性能等を把握しているか 既に対取扱予定製品の供給者が有しているテストレポート等で、法で求められる技術上の基準を満たしていることを書面上、確認しているか	<input type="checkbox"/>
取扱予定製品の事故・リコール情報を収集、確認しているか 参考：製品事故情報 https://www.meti.go.jp/product_safety/kensaku/index.html リコール情報 https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html	<input type="checkbox"/>
取扱予定製品にPSCマークを正しく表示できている（又は、できる環境が構築されている）か	<input type="checkbox"/>
取扱予定製品の供給者（海外自社工場、海外製造事業者等）の法の理解、遵守状況や過去の事故・リコールへの対応状況について確認しているか	<input type="checkbox"/>
取扱予定製品の供給者（海外自社工場、海外製造事業者等）との取引にあたって、法及び自社の製品安全基準への遵守を求め、合意を得ているか又は契約書等を締結し、担保しているか	<input type="checkbox"/>
取扱予定製品の供給者（海外自社工場、海外製造事業者等）の検査工程を実際に確認し、検査工程上の問題がある場合に、供給者に対し、不適合事項についての改善（是正措置）を要求し、改善がなされ、その結果を確認できる環境を担保しているか	<input type="checkbox"/>
取扱予定製品について、法で求められる技術上の基準を満たしていないことが確認された場合、自社を始め、自社で解決が困難な場合、供給者（海外自社工場、海外製造事業者等）と原因を特定するための体制が取られているか	<input type="checkbox"/>
取扱予定製品について、事故が生じた場合、自社を始め、自社で解決が困難な場合、供給者（海外自社工場、海外製造事業者等）と原因を特定するための体制が取られているか。	<input type="checkbox"/>

（注）あくまでも当該チェックリストは事前段階で実施して頂くものであり、これらを満たしたことによって、登録検査機関の適合性検査の合格を保証するものではありません。

2-5. 「PSCマーク」の表示の方法

PSCマークを表示する際は、以下の規定に適合させてください。

(技術基準省令 別表第5)

番号	特定製品の区分	表示の方法
1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	本体、ふた又は取っ手の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
2	乗車用ヘルメット	ヘルメットの内面又は外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
3	乳幼児用ベッド	ベッドの前枠又は妻枠の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
4	登山用ロープ	ロープの末端部の表面に容易に消えない方法で表示を付すること。
5	携帯用レーザー応用装置	レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
6	浴槽用温水循環器	操作パネルの外表面又は操作部の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。ただし、浴槽と一体式のものにあつては浴槽の外表面の見やすい箇所とすることができる。
7	石油給湯機	石油給湯機の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
8	石油ふろがま	石油ふろがまの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
9	石油ストーブ	石油ストーブの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
10	ライター	ライターの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
11	磁石製娯楽用品	磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
12	吸水性合成樹脂製玩具	吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。

・PSCマークは、以下の2種類です。

技術基準省令 第22条第1項・別表第6、第22条第2項・別表第7

	PSCマーク	特定製品の区分
特別特定製品 (別表第6)		乳幼児用ベッド 携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター

<p>特別特定製品以外の 特定製品 (別表第7)</p>		<p>家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 登山用ロープ 石油給湯機 石油ふろがま 石油ストーブ 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具</p>
--------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

マークの構成割合は、以下のURLを参照してください。

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/pscmak.pdf>

2-6. 製品に表示する届出事業者の名称等

販売又は販売目的で陳列する特定製品には、下記の届出事業者の名称等を、製品の外面の見やすい箇所等に、容易に消えない方法により表示しなければなりません。(技術基準省令 別表第1、運用通達 別表)

- ・ 届出事業者の氏名又は名称
- ・ 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称 (特別特定製品のみ)

なお、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称、記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもって代えることができます。使用に当たっては、「(様式第16) 略称(記号)表示承認申請書」又は「(様式第17) 登録商標表示届出書」を、経済産業省本省(産業保安グループ製品安全課)に提出してください。(技術基準省令 別表第1)

3. 届出書の作成方法

3-1. 事業届出書

(1) 必要書類

届出書は、国が定める様式(様式第3)の他、下記の別紙1~2、及び別添(詳細はP30を参照。)の添付資料が必要です。また、受領された届出書を自社保管する場合は、提出する書類を2部とし、併せて返信用の封筒(あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。)を同封してください。

<添付資料>

別紙1 「技術基準省令」の「別表第2」で定める特定製品の型式の区分
(製造又は輸入を行うすべての型式の区分について提出)

別紙2 損害賠償措置

保険の内容がわかる書類(例えば、「証書の写し」など)。

※ SGマーク制度を活用する場合は、型式確認認証等の文書の写しでも可。

※ 「技術基準省令 第16条」により、「損害賠償措置」として適合すべき基準は、「被害者一人当たり1千万円以上かつ年間3千万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となっていること」と定められています。

別 添 輸入の事業に係る事務所等の名称及び所在地等（特定製品の輸入の事業に係る事務所等が、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる事業者に限る。）

（２）提出方法

届出書を提出される際は、「７．届出書の提出先」をご確認ください。また、記載方法などご不明な点等があれば、事前にご相談ください。

(3) 事業届出書(様式第3)の記載例(製造事業者の場合) : 用紙の大きさはA4です。

(※記載例を斜体で表示)

特定製品製造事業届出書

提出日を記載
〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿

〇〇工業株式会社
代表取締役社長 安全 太郎
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

管轄の「●●経済産業局長」又は「経済産業大臣」宛。詳細は、P59の「7. 届出書の提出先」を参照。

特定製品の製造事業開始の年月日(特定製品に指定される前から事業を行っている場合は、特定製品に指定された年月日(施行日))を記載。

届出事業者の「名称」及び「住所」、並びに代表者の「役職名」及び「氏名」を記載。(登記事業者は登記上の名称、住所とする。)社印及び社長印は不要です。

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日 △年△月△日
- 2 製造する特定製品の区分 □□□□
製造を行う特定製品を記載
- 3 当該特定製品の型式の区分 別紙1のとおり
- 4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
名称 : 〇〇株式会社□□工場
所在地 : 〇〇県□□市・・・
国内において製造を行う特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場の名称、所在地を記載。なお、特定製品を製造する工場、事業場が複数ある場合は、そのすべてを記載。
- 5 消費生活用製品安全法第6条第4号の措置の内容 別紙2のとおり

※本件に関する連絡先(担当部署及び氏名・電話番号等)を余白に記載又は同封してください。

(4) 事業届出書(様式第3)の記載例(輸入事業者の場合) : 用紙の大きさはA4です。

(※記載例を斜体で表示)

提出日を記載
〇年〇月〇日

特定製品輸入事業届出書

経済産業大臣 殿

〇〇工業株式会社
代表取締役社長 安全 太郎
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

管轄の「●●経済産業局長」又は「経済産業大臣」宛。詳細は、P59の「7. 届出書の提出先」を参照。

特定製品の輸入事業開始の年月日(特定製品に指定される前から事業を行っている場合は、特定製品に指定された年月日(施行日))を記載。

届出事業者の「名称」及び「住所」、並びに代表者の「役職名」及び「氏名」を記載。(登記事業者は登記上の名称、住所とする。)社印及び社長印は不要です。

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日 △年△月△日 輸入を行う特定製品を記載
- 2 輸入する特定製品の区分 □□□□
- 3 当該特定製品の型式の区分 別紙1のとおり
- 4 当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所
名称 : 〇〇 Industrial Manufacture Inc.
住所 :
- 5 消費生活用製品安全法第6条第4号の措置の内容 別紙2のとおり

国外から輸入を行う特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所を英語で記載すること。また、輸入する特定製品の製造事業者が複数ある場合は、そのすべてを記載すること。
2号検査を受検する場合であって、記載の内容と技術基準省令で要求する検査設備がある工場又は事業場が異なる場合は、その工場等の名称及び住所もすべて記載願います。なお、検査設備が複数の工場等に点在し、これらすべてを経て特定製品が、完成する場合は、代表となる工場等の後に、その他工場等を括弧書きで記載願います。

※本件に関する連絡先(担当部署及び氏名・電話番号等)を余白に記載又は同封してください。

※ 特定製品の輸入の事業に係る事務所等が、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる事業者は、そのすべての事務所等の名称、所在地及び事業内容を別紙で提出してください。

別添 : 輸入の事業に係る事務所等の名称及び所在地等の記載例 : 用紙の大きさは原則A4です。

(※記載例を斜体で表示) (別添)

当該特定製品の輸入事業に係る事務所等の名称及び所在地等

名称	所在地	事業内容
〇〇株式会社〇〇事務所	〇〇県〇〇市.....	輸入手続、事業届出書の保存
〇〇株式会社〇〇倉庫	〇〇県〇〇市.....	自主検査の実施及びPSCマークの表示

※ 特定製品の輸入の事業に係る国内の事業場等が一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、提出の必要はありません。

(5) 添付資料（別紙1）の記載例：用紙の大きさは原則 A4 です。

技術基準省令 別表第2で定める特定製品の型式の区分（製造又は輸入を行うすべての型式の区分）

特定製品の区分		型式の区分	
		要素	材質等の区分
1. 家庭用の圧力 なべ及び圧力 がま	種類	(1) なべ (2) かま	
	本体の材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの	
	ふたの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの	
	取っ手の材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他のもの	
	容 量	(1) 4リットル未満のもの (2) 4リットル以上7リットル未満のもの (3) 7リットル以上のもの	
	最高使用圧力	(1) 0.09メガパスカル未満のもの (2) 0.09メガパスカル以上0.11メガパスカル未満のもの (3) 0.11メガパスカル以上のもの	
	はめ合わせ方式	(1) スライド方式のもの (2) 重ねぶた方式のもの (3) 落としぶた方式のもの (4) その他のもの	
	取っ手の形式	(1) 片手式のもの (2) 両手式のもの (3) その他のもの	
	取っ手の取付け方式	(1) リベットにより取っ手が接合されているもの (2) ボルトにより取っ手が接合されているもの (3) 溶接により取っ手が接合されているもの (4) 取っ手が本体と一体になったもの (5) 取っ手が着脱可能なもの (6) その他のもの	
	圧力調整装置の機構	(1) おもり式のもの (2) スプリング式のもの (3) その他のもの	
	安全装置の機構	(1) スプリング式のもの (2) ゴムブッシュ式のもの (3) チップ式のもの (4) 温度ヒューズ式のもの (5) その他のもの	

(記載要領)

※ 届出事業者が「製造」又は「輸入」を行う特定製品について、1つの要素に対し1つの区分に丸（○）印を付してください。

なお、複数の特定製品の製造（又は輸入）を行うにあたり、1つの要素の中で複数の区分に該当する場合には、別紙1の用紙を分けて作成してください。

※ 「型式の区分」は上記区分表の番号の組み合わせで呼ぶことがあります。

（例の場合は「1-2-2-1-2-2-1-2-3-2-2」と呼びます。）

これらの組み合わせが1つでも異なる場合は別型式となります。

(6) 添付資料（別紙2）の記載例：用紙の大きさは原則 A4 です。

損害賠償措置

※ 「技術基準省令 第16条」により、「損害賠償措置」として適合すべき基準は、「被害者一人当たり1千万円以上かつ年間3千万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となっていること」と定められています。

(記載例)

<別紙2>

(※記載例を斜体で表示)

当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

当社が製造（輸入）を予定している特定製品はSGマーク制度を活用します。

(備考)

※ PL保険等により損害の賠償を行う場合は、保険証券等の写し（コピー）など、保険の内容がわかる書類の写しを添付してください。

※ SGマーク制度を活用する場合は、型式確認証等の文書の写しを添付してください。

※ 事業届出時に損害賠償措置に係る型式確認証等の写しの提出が困難な場合は、当該特定製品を販売又は販売を目的とした陳列をするまでに措置を行い、遅滞なく、届出書を提出した先に事業届出事項変更届出をしてください。

3-2. 変更届出書

(1) 必要書類

事業の届出内容（様式第3等）に変更が生じた時は、遅滞なく、「事業届出事項変更届出書（様式第8）」の提出が必要です。

(2) 提出方法

届出書を提出される際は、「7. 届出書の提出先」をご確認ください。また、記載方法などご不明な点等があれば、事前にご相談ください。

(3) 変更届出書（様式第8）の記載例：様式の大きさはA4です。

①製造工場の変更の場合

- 1 変更の内容 : 製造工場の変更
- 2 変更の年月日 : ○○年○月○日
- 3 変更の理由 : ○○年○月○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（特定製品名）を製造している○○工場については生産を中止し、新たに○○工場において生産を行うため、届出内容を変更する。

②型式の変更の場合

- 1 変更の内容 : 型式の変更
- 2 変更の年月日 : ○○年○月○日
- 3 変更の理由 : ○○年○月○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（特定製品名）の型式の区分として別紙1は生産を中止し、新たに別紙2について生産を行うため、届出内容を変更する。

③製造工場の追加の場合

- 1 変更の内容 : 製造工場の追加
- 2 変更の年月日 : ○○年○月○日
- 3 変更の理由 : ○○年○月○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（特定製品名）については、新たに○○工場において生産を行うため、製造工場を追加する。

④型式の追加の場合

- 1 変更の内容 : 型式の追加
- 2 変更の年月日 : ○○年○月○日
- 3 変更の理由 : ○○年○月○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（特定製品名）の型式の区分として別紙について生産を行うため、型式を追加する。

⑤製造工場の削除の場合

- 1 変更の内容 : 製造工場の削除
- 2 変更の年月日 : ○○年○月○日
- 3 変更の理由 : ○○年○月○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（特定製品名）については、○○工場において生産を中止したため、製造工場を削除する。

⑥型式の削除の場合

- 1 変更の内容 : 型式の削除

2 変更の年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由：〇〇年〇〇月〇〇日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、〇〇（特定製品名）の型式の区分として別紙について生産を中止したため、型式を削除する。

3-3. その他主な作成様式

(1) 特定製品輸出用例外届出書

輸出用の特定製品を製造し、又は輸入する時は、「特定製品輸出用例外届出書（様式第1）」の提出が必要です。本届出を行う際は、「当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面」を添付し、経済産業省本省又は管轄の経済産業局（詳細は P59 を参照。）に提出してください。

(2) 特定製品例外承認申請書

輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を製造し、又は輸入する場合における主務大臣（経済産業大臣）の承認を受ける時は、「特定製品例外承認申請書（様式第2）」の提出が必要です。本申請を行う際は、「特定製品の仕様の特殊性、特定の需要家、特定の方法等で使用され、一般消費者の手に渡らないことを証する書面」を添付し、経済産業省本省（産業保安グループ製品安全課）に提出してください。

(3) 特定製品製造（輸入）事業承継届出書

届出事業者の地位を承継（営業譲渡、相続、合併）した時は、「特定製品製造（輸入）事業承継届出書（様式第4）」の提出が必要です。本届出を行う際は、下記の「添付する様式」及び「事実を証する書面」を添付し、経済産業省本省又は管轄の経済産業局（詳細は P59 を参照。）に提出してください。

<添付書類>

承継の原因		添付する様式	事実を証する書面
(1) 営業譲渡		様式第5（特定製品製造（輸入）事業譲渡譲受証明書）	営業譲渡契約書の写し
(2) 相続	二以上の相続人の全員の同意による場合	様式第6（特定製品製造（輸入）事業者相続同意証明書）	① 戸籍謄本 ② 相続権者の同意書等
	上記以外の場合	様式第7（特定製品製造（輸入）事業者相続証明書）	戸籍謄本
(3) 合併		—	合併又は分割によって届出事業者の地位を承継した法人の登記事項証明書
(4) 分割		様式第7の2（特定製品製造（輸入）事業承継証明書）	

(4) 特定製品製造（輸入）事業廃止届出書

事業届出書又は変更届出書に係る事業を廃止した時は、「特定製品製造（輸入）事業廃止届出書（様式第9）」を経済産業省本省又は管轄の経済産業局（詳細は P59 を参照。）に提出して

ください。

(5) 略称（記号）表示承認申請書

特定製品に表示する届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称又は記号の表示に代えることができます。（技術基準省令 別表第1）略称又は記号の承認を受ける時は、「略称（記号）表示承認申請書（様式第16）」を経済産業省本省（産業保安グループ製品安全課）に提出してください。

(6) 登録商標表示届出書

特定製品に表示する届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標の表示に代えることができます。（技術基準省令 別表第1）本届出を行う際は、「登録商標表示届出書（様式第17）」を経済産業省本省（産業保安グループ製品安全課）に提出してください。

4. 特定製品製造（輸入）事業届出書の作成書式

（様式の電子ファイルは、以下のURLからダウンロードいただけます。）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/notification.html>

注 意！

受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。

様式第3（第6条関係）

特定製品製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業開始の年月日 年 月 日

2 製造（輸入）する特定製品の区分

3 当該特定製品の型式の区分

別紙1のとおり

4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

名称：

所在地（住所）：

5 消費生活用製品安全法第6条第4号の措置の内容

別紙2のとおり

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	種類	(1) なべ (2) かま
	本体の材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	ふたの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	取っ手の材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他のもの
	容 量	(1) 4リットル未満のもの (2) 4リットル以上7リットル未満のもの (3) 7リットル以上のもの
	最高使用圧力	(1) 0.09メガパスカル未満のもの (2) 0.09メガパスカル以上0.11メガパスカル未満のもの (3) 0.11メガパスカル以上のもの
	はめ合わせ方式	(1) スライド方式のもの (2) 重ねふた方式のもの (3) 落としふた方式のもの (4) その他のもの
	取っ手の形式	(1) 片手式のもの (2) 両手式のもの (3) その他のもの
	取っ手の取付け方式	(1) リベットにより取っ手が接合されているもの (2) ボルトにより取っ手が接合されているもの (3) 溶接により取っ手が接合されているもの (4) 取っ手が本体と一体になったもの (5) 取っ手が着脱可能なもの (6) その他のもの
	圧力調整装置の機構	(1) おもり式のもの (2) スプリング式のもの (3) その他のもの
	安全装置の機構	(1) スプリング式のもの (2) ゴムブッシュ式のもの (3) チップ式のもの (4) 温度ヒューズ式のもの (5) その他のもの

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
乗車用ヘルメット	用途	(1) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のもの (2) その他のもの
	帽体の形状	(1) ハーフ形のもの (2) スリークォーターズ形のもの (3) オープンフェイス形のもの (4) フルフェイス形のもの
	帽体の材質	(1) 繊維強化プラスチック製のもの (2) ABS樹脂製のもの (3) ポリカーボネイト製のもの (4) その他のもの
	衝撃吸収ライナの材質	(1) 発泡スチロール製のもの (2) その他のもの
	保持装置の材質	(1) 天然繊維を主たる成分とするもの (2) 合成繊維を主たる成分とするもの (3) その他のもの
	サイズ	(1) 内装クッションの内周長が570ミリメートル未満のもの (2) 内装クッションの内周長が570ミリメートル以上620ミリメートル未満のもの (3) 内装クッションの内周長が620ミリメートル以上のもの

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
乳幼児用ベッド	種類	(1) ベッド専用のもの (2) サークル兼用のもの (3) その他のもの
	本体の材質	(1) 木製のもの (2) 金属製のもの (3) その他のもの
	枠の構造	(1) 組子のもの (2) ネットのもの (3) その他のもの
	床板の材質	(1) 硬質繊維板製のもの (2) 合板製のもの (3) その他のもの
	床板の取付け方式	(1) 差込ピンに床板を置いた方式のもの (2) ボルトで床板を固定する方式のもの (3) 枠の上に床板を置いた方式のもの (4) その他のもの
	前枠の開閉機構	(1) 前開き式のもの (2) スライド式のもの (3) その他のもの
	キャスター	(1) あるもの (2) ないもの
	アクセサリ	(1) あるもの (2) ないもの

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
登山用ロープ	構成	(1) 編みのもの (2) よりのもの (3) その他のもの
	材質	(1) 合成繊維のもの (2) その他のもの
	打ち方	(1) 3つ打ちのもの (2) 4つ打ちのもの (3) 8つ打ちのもの (4) 10打ちのもの (5) 12打ちのもの (6) 14打ちのもの (7) 16打ちのもの (8) 18打ちのもの (9) 20打ちのもの (10) 22打ちのもの (11) 24打ちのもの (12) 26打ちのもの (13) 28打ちのもの (14) 30打ちのもの (15) 32打ちのもの (16) 34打ちのもの (17) 36打ちのもの (18) 38打ちのもの (19) 40打ち以上のもの
	呼び径	(1) 8.25ミリメートル未満のもの (2) 8.25ミリメートル以上8.75ミリメートル未満のもの (3) 8.75ミリメートル以上9.25ミリメートル未満のもの (4) 9.25ミリメートル以上9.75ミリメートル未満のもの (5) 9.75ミリメートル以上10.25ミリメートル未満のもの (6) 10.25ミリメートル以上10.75ミリメートル未満のもの (7) 10.75ミリメートル以上11.25ミリメートル未満のもの (8) 11.25ミリメートル以上11.75ミリメートル未満のもの (9) 11.75ミリメートル以上のもの

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
携帯用レーザー 応用装置	種類	(1) 対象、位置等を指し示すために用いるもの (2) 装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの (3) その他のもの
	形状	(1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの (2) その他のもの
	全長	(1) 8センチメートル未満のもの (2) 8センチメートル以上のもの
	レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能	(1) あるもの (2) ないもの
	放出状態維持機能	(1) あるもの (2) ないもの
	レーザー光の種類	(1) 持続波のもの (2) パルスのもの
	レーザー光の色	(1) 赤色のもの (2) その他のもの
	表示する文字又は図形	(1) フィルターを用いて点以外の文字又は図形を表示できるもの (2) 振動装置を用いて点以外の図形を表示できるもの (3) 点のみを表示できるもの (4) その他のもの

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
浴槽用温水循環器	吸入口	(1) 浴槽に吸入口があるもの (2) 浴槽に吸入口がないもの
	吸入口と噴出口の構造	(1) 一体のもの (2) その他のもの
	吸入口一口当たりの最大吸入能力	(1) 25リットル毎分未満のもの (2) 25リットル毎分以上50リットル毎分未満のもの (3) 50リットル毎分以上75リットル毎分未満のもの (4) 75リットル毎分以上100リットル毎分未満のもの (5) 100リットル毎分以上のもの
	カバーの着脱方法	(1) 取り外しができないもの (2) 工具によらなければ取り外せないもの (3) 工具によらなくとも取り外しができるもの (4) カバーがないもの
	カバーの形状(カバーのあるものに限る。)	(1) 多孔状のもの (2) スリット状のもの (3) メッシュ状のもの (4) スリットとメッシュを複合したもの (5) プレートに間座を設けて取り付けしたもの (6) その他のもの
	カバーを取り外した時の運転停止機能(カバーのあるものに限る。)	(1) あるもの (2) ないもの

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
石油給湯機	種類	(1) 給湯専用のもの (2) 給湯用及びふろがま用のもの (3) その他のもの
	熱交換器の保護	(1) 熱交換器内に水がないとき点火できないもの (2) 熱交換器内に水がないとき点火後3分以内に消火するもの (3) その他のもの
	直接加熱するふろがま用熱交換器	(1) あるもの (2) ないもの
	油タンク	(1) 機器本体と一体のもの (2) その他のもの

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
石油ふろがま	燃焼方式	(1) ポット式のもの (2) 圧力噴霧式のもの (3) その他のもの
	給排気方式	(1) 強制通気形のもの (2) 強制排気形のもの (3) 開放形のもの (4) その他のもの
	循環方式	(1) 自然循環式のもの (2) 強制循環式のもの

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
石油ストーブ	給排気方式	(1) 密閉燃焼式のもの (2) 半密閉燃焼式のもの (3) 開放燃焼式であつて強制通気形のもの (4) 開放燃焼式であつて自然通気形のもの
	用途別方式	(1) 強制対流形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの
	灯油の消費量(開放燃焼式で強制通気形のものに限る。)	(1) 7キロワットを超えるもの (2) 7キロワット以下のもの
	機器下面と置台又は床面の間隔の設計(密閉燃焼式のもの又は半密閉燃焼式のものに限る。)	(1) 間隔を設けるように設計されたもの (2) 間隔を設けるように設計されていないもの
	油タンク	(1) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのあるもの (2) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのないもの (3) その他のもの
	燃焼方式	(1) しん式のもの (2) ポット式のもの (3) 圧力噴霧式のもの (4) 回転霧化式のもの (5) ジェット噴射式のもの (6) 気化式のもの (7) その他のもの

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
ライター	種類	(1) たばこ用のもの (2) その他のもの
	燃焼方式	(1) ポストミキシングバーナー式のもの (2) プリミキシングバーナー式のもの (3) その他のもの
	点火方式	(1) やすり式のもの (2) 圧電素子を備えた押しボタン式のもの (3) 圧電素子を備えたスライドボタン式のもの (4) その他のもの
	意図しない点火を防止する方法	(1) 操作力によるもの((3)に掲げるものを除く。) (2) 操作方法によるもの (3) 操作力及び操作変位によるもの
	火炎の高さ調整機構	(1) あるもの (2) ないもの
	燃料の再充てん	(1) できるもの (2) できないもの

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
磁石製娯楽用品	磁石の材質	(1) ネオジムを含有することで磁束密度を高めたもの (2) その他のもの
	磁石製娯楽用品の構成	(1) 磁石のみのも (磁石を使用する部品から容易に外れる構となつているものを含む。) (2) 磁石を使用する部品のみのも (3) その他のもの
	磁石及び磁石を使用する部品の形状	(1) 球形又は回転楕円体のも (2) その他のもの
	磁極の表面積の最大値	(1) 30 平方ミリメートル未満のも (2) 30 平方ミリメートル以上 400 平方ミリメートル未満のも (3) 400 平方ミリメートル以上のも
	磁極の表面積の最小値	(1) 30 平方ミリメートル未満のも (2) 30 平方ミリメートル以上 400 平方ミリメートル未満のも (3) 400 平方ミリメートル以上のも

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
吸水性合成樹脂製玩具	吸水前の形状	(1) 球形又は回転楕円体のも (2) その他のもの
	吸水前の大きさ	(1) 直径 20 ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの (2) に掲げるものを除く。 (2) 力を加えたときに、直径 20 ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの (3) その他のもの
	吸水後の大きさ	(1) 直径 20 ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの (2) に掲げるものを除く。 (2) 力を加えたときに、直径 20 ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの (3) その他のもの

当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

5. 事業届出事項変更届出書の作成書式

(様式の電子ファイルは、以下のURLからダウンロードいただけます。)

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/notification.html>

注 意！

受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。

様式第8（第9条関係）

事業届出事項変更届出書

年 月 日^{※1}

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名^{※2}

住所

消費生活用製品安全法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

《記載要領》

- ※1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※2 「法人にあつてはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。
- ※3 受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、併せて返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。
- ※4 型式の変更（変更・追加・削除）の場合は、別紙として型式の区分を添付してください。
- ※5 損害賠償措置に係る事業届出事項変更届出の場合は、型式確認証等の写しを添付してください。
- ※6 本件に関する連絡先（担当部署及び氏名・電話番号等）を余白に記載又は同封してください。

6. その他の主な作成書式

- ・ 特定製品輸出用例外届出書（様式第 1）
- ・ 特定製品例外承認申請書（様式第 2）
- ・ 特定製品製造（輸入）事業承継届出書（様式第 4）
- ・ 特定製品製造（輸入）事業廃止届出書（様式第 9）
- ・ 略称（記号）表示承認申請書（様式第 16）
- ・ 登録商標表示届出書（様式第 17）

（様式の電子ファイルは、以下のURLからダウンロードいただけます。）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/notification.html>

様式第1（第4条第1項、第13条関係）

特定製品輸出用例外届出書

年 月 日^{※1}

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名^{※2}

住所

消費生活用製品安全法第4条第2項第1号（第11条第1項第1号）の規定により、次のとおり届出ます。

- 1 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 輸出予定数量
- 3 仕向地及び輸出の時期
- 4 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分

《記載要領》

- ※1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※2 「法人にあつてはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。
- ※3 特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添付してください。（技術基準省令 第4条第1項）
（例）製造又は販売を行う者が輸出を直接行う場合（輸出業者と輸出代行契約を締結している場合を含む。）にあつては輸入業者との売買の契約書、信用状、輸出承認書、輸出申告書（銀行認証用）、インボイス及び輸出申告書（税関用）のいずれか一つの写し、それ以外の場合にあつては輸出業者との当該製品が輸出されることが明記された売買の契約書の写し
- ※4 受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、併せて返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。
- ※5 本件に関する連絡先（担当部署及び氏名・電話番号等）を余白に記載又は同封してください。

様式第2（第4条第2項、第13条関係）

特定製品例外承認申請書

年 月 日^{※1}

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名^{※2}

住所

消費生活用製品安全法第4条第2項第2号（第11条第1項第2号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 承認を申請する理由
- 3 用途
- 4 製造、輸入又は販売を予定する数量^{※3}
- 5 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所^{※3}
- 6 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分^{※4}

《記載要領》

- ※1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※2 「法人にあつてはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。
- ※3 製造、輸入又は販売を予定する数量、又は最終使用者が確定していない場合は、その確定がなされ次第、遅滞なく販売管理表（様式自由）をご提出ください。
- ※4 例外承認を受ける特定製品の型式の区分を記載してください。
- ※5 申請が承認された場合は、経済産業大臣名の承認書を返送いたしますので、返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。
- ※6 本件に関する連絡先（担当部署及び氏名・電話番号等）を余白に記載又は同封してください。

様式第4（第8条第1項関係）

特定製品製造（輸入）事業承継届出書

年 月 日^{※1}

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名^{※2}

住所

消費生活用製品安全法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者に 関する事項	氏名又は名称及び法人にあ つてはその代表者の氏名
	住所
	製造（輸入）事業届出の年月 日
	製造（輸入）する特定製品の 区分
	当該特定製品の型式の区分
	当該特定製品を製造する工 場又は事業場の名称及び所 在地（輸入する事業を行う者 にあつては、当該特定製品の 製造事業者の氏名又は名称 及び住所）

《記載要領》

- ※1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※2 「法人にあつてはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。
- ※3 届出事業者の地位を承継した事実を証する書面を添付してください。（詳細はP35を参照）
- ※4 受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、併せて返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。
- ※5 本件に関する連絡先（担当部署及び氏名・電話番号等）を余白に記載又は同封してください。

様式第9（第11条関係）

特定製品製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日^{※1}

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名^{※2}

住所

消費生活用製品安全法第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する特定製品の区分
- 3 廃止の年月日

《記載要領》

- ※1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※2 「法人にあつてはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。
- ※3 受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、併せて返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。
- ※4 本件に関する連絡先（担当部署及び氏名・電話番号等）を余白に記載又は同封してください。

様式第16 (別表第1関係)

略称(記号)※2表示承認申請書

年 月 日※1

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名※3
住所

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者の氏名又は名称に代えて略称(記号)※2を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

特定製品の区分	<u>略称又は記号※2</u> に代える事項	<u>略称又は記号※2</u>
	〇〇株式会社	

《記載要領》

- ※1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※2 略称の表示か記号の表示かを区別するため、申請書中4ヶ所に書かれている『略称(記号)』の部分については、「略称」又は「記号」のどちらかを消去してください。
- ※3 「法人にあってはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください(社印及び社長印は不要です。)
- ※4 本申請は特定製品の区分毎に提出いただく必要がありますが、原則として1事業者1略称(記号)とします。
また、略称(記号)は事業者の名称を簡潔に省略したものであり、かつその略称(記号)によって容易にその事業者の名称を察知しうるものである必要がありますので、申請にあたってはご注意ください。
- ※5 略称(記号)表示の承認がされた場合は、経済産業大臣名の承認書を返送いたしますので、返信用の封筒(あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。)を同封してください。
- ※6 本件に関する連絡先(担当部署及び氏名・電話番号等)を余白に記載又は同封してください。

様式第17（別表第1関係）

登録商標表示届出書

年 月 日^{※1}

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名^{※2}

住所

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

特定製品の区分	登録商標に代える事項	登録商標
	〇〇株式会社	登録番号 * * * * * * *

《記載要領》

- ※1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※2 「法人にあつてはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。
- ※3 商標登録通知書、商標登録証、登録簿謄本のうちいずれかの1つの写し（登録番号が記載されているもの）と、商標公報の写し（当該登録商標が記載されているページ）を添付してください。
- ※4 受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。
- ※5 登録商標の有効期間にご注意ください。
- ※6 本件に関する連絡先（担当部署及び氏名・電話番号等）を余白に記載又は同封してください。

7. 届出書の提出先

(1) 特定製品の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が、一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合

① 北海道

経済産業省 北海道経済産業局 消費経済課 製品安全室
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
電話 011-709-1792 (直通)

② 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

経済産業省 東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(B棟)
電話 022-221-4918 (直通)

③ 東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県

経済産業省 関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
電話 048-600-0409 (直通)

④ 富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県

経済産業省 中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
電話 052-951-0576 (直通)

⑤ 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

経済産業省 近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
電話 06-6966-6098 (直通)

⑥ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

経済産業省 中国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30
電話 082-224-5671 (直通)

⑦ 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

経済産業省 四国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
電話 087-811-8526 (直通)

⑧ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

経済産業省 九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館
電話 092-482-5523 (直通)

⑨ 沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 消費経済室
〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
電話 098-866-1741 (直通)

(2) 特定製品の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合

経済産業省 本省(産業保安グループ 製品安全課)
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
電話 03-3501-1511(代表) 03-3501-4707(直通)

(注) 「特定製品例外承認申請書(様式第2)」、「略称(記号)表示承認申請書(様式第16)」、「登録商標表示届出書(様式第17)」は、経済産業省本省に提出してください。